

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年5月23日開催 日本暗号資産取引業協会]

## 1. 新規暗号資産の取扱審査について

- 暗号資産の新規取り扱いに当たっては、協会において3月よりグリーンリストを活用した審査を導入したことで、ICO/IEOをはじめとした我が国で初めて取り扱う暗号資産の審査に充てる時間を、これまで以上に確保するなど、効率化を進めてきている。
- 今後も、ブロックチェーン技術の利用の進展を受け、様々な性質のトークンが発行されることが想定され、このうち暗号資産に該当するものも今以上に増えていく可能性があるほか、暗号資産交換業者においても一定の審査態勢が構築されてきていることなどを踏まえ、さらなる取扱審査の見直しを検討されていることと思われるが、これまで以上に連携の強化をお願いしたい。

## 2. 暗号資産移転における通知義務対応について

- 暗号資産移転における通知義務、いわゆる、トラベルルールについては、法改正に先立ち、自主規則の一部を改正し、22年4月から、送付依頼人より受取人氏名などの情報取得を開始したと認識している。
- 協会においては、暗号資産交換業者が実施する、暗号資産の移転に係る通知を実施するために必要な体制の整備に向けた取組み（ソリューションの選定・稼働準備等）について、各社の状況を把握し、適宜指導するなど、法施行時に暗号資産交換業者が円滑に対応できるよう、事業者へのサポート等を実施していただきたい。

### 3. 暗号資産等に関する国際的な議論

#### 《暗号資産の金融安定に対するリスクの評価》

- 2月16日に公表された「暗号資産の金融安定に対するリスクの評価」では、暗号資産市場の急速な進展がグローバルな金融安定に対する脅威となる可能性と、前広に政策対応を検討する必要性を指摘。

#### 《2022年の作業計画》

- 3月31日に公表された、金融安定理事会による「2022年の作業計画」では、暗号資産に関連した作業として、①2020年に公表したステーブルコインに関するハイレベル勧告のレビュー、②暗号資産への規制監督アプローチの検討、③DeFiの金融安定に対する影響評価の三点を掲げている。

#### 《改訂VAガイダンスや近時の各国規制の動向》

- 現在、FATFでは、暗号資産に関する改訂ガイダンス（2021年10月公表）の内容も踏まえ、①各国のFATF基準実施促進、②トラベルルールの早期実施、③暗号資産市場の変化・リスクのモニタリング（DeFi、ステーブルコイン、P2P、NFT等を含む）を優先事項として取り組んでいる。特に、2022年2月のG20コミュニケでも、トラベルルールの実施に関する各国のコミットメントを強調。
- 暗号資産等のデジタル資産が制裁回避の手段として使用されないことが重要。また、昨今の情勢に照らして、トラベルルールを含め改訂暗号資産ガイダンスの内容も踏まえたFATF基準の実施の重要性に関する各国の認識が強まってきている。

#### 《FATF第5次相互審査》

- FATFは、①相互審査の全体サイクルを10年から6年に短縮、②より被審査国のリスクにフォーカスした審査、③フォローアップ基準の厳格化、④法令の執行状況とその有効性に関する審査（I0）をより重視、の四点をポイントとする第5次相互審査の審査基準や手続等の詳細を公表。
- 第5次審査から、I03で、金融機関及び暗号資産交換業者に対する監督の

有効性と事業者の予防的措置が審査される。各国審査スケジュールは未決定だが、2025年から順次開始予定。暗号資産に関する FATF 基準に対する各国横並びでの審査は、第5次審査が初となり、注目が集まることが予想される。引き続き、マネロン等対策の実効性向上に向けた取組みをお願いしたい。

#### 《IOSCO 報告書「分散型金融 (DeFi)」》

- 証券監督者国際機構 (IOSCO) は、3月24日に「分散型金融 (DeFi) についての報告書」を公表。
- 本報告書は、IOSCO が DeFi について公表した初めての報告書であり、DeFi の構造を包括的に分析し、DeFi による斬新な金融商品やサービスと従来型の金融商品やサービスとの比較を行っている。また、DeFi による金融商品やサービスが有しうるリスクを示している。
- 本報告書の中で、IOSCO は、DeFi による金融商品やサービスが、従来型の金融商品やサービスを複製したものといえるにもかかわらず従来型と同様の規制を受けていないために投資家のリスクが高まっている点や、DeFi が中央集権的な内部者のコントロールを受けないピア・ツー・ピア市場であると言われていても、ガバナンス・トークンの配布を通じてコントロールすることができる中心的な主体が存在しうる点等を指摘。
- IOSCO は、今後、市場参加者から幅広くフィードバックを得たいと考えている。意見などがあればいただきたい。

#### 4. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

##### 《マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問 (FAQ) の一部改訂について》

- 2021年3月26日に、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問 (FAQ)」(以下「FAQ」) を公表して以降、FAQ の内容も踏まえ検査・モニタリング等を実施してきた。
- FAQ については、様々な質問が寄せられており、質問の多かった部分につ

いて考え方を明確に示すべく、FAQの改訂を検討している。

- 改訂予定の箇所は、約20か所程であり、具体的には
  - ・ 金融機関等から分かりにくいとの指摘があった記載の修正や
  - ・ 正しい理解を促すため説明や具体例を追加するもの、となっている。
- 5月中に、協会を通じて意見やコメントを募集する予定であり、率直な意見や質問をいただきたい。

#### 《マネロンレポートの公表について》

- マネロン等対策について、2022年3月末時点の所管事業者の対応状況や金融庁の取組み等をまとめた、「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」（マネロンレポート）を4月8日に金融庁ウェブサイト公表した。
- 金融庁がモニタリングで得た情報や考え方を還元することにより、金融機関等の実効的な態勢整備の一助となればと考えている。
- レポートに目を通していただき、金融庁の考えるリスクや確認された金融機関の事例等を考慮しつつ、引き続き、マネー・ローンダリングやテロ資金供与等に利用されない金融システムを確保するため、態勢の強化に努めていただきたい。

#### 5. 「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」について

- 3月4日に「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。
- 本法案では、広く送金・決済手段として用いられるステーブルコインについて、その取引を行う仲介者に登録制を導入するなどの措置を講じることとした。

○ こうした対応により、我が国においても、民間事業者が発行するステーブルコインに関する制度上の取扱いが明確化されることになり、

- ・ 適切な利用者保護やマネロン対策等を図りつつ、
- ・ 分散台帳技術等を活用した金融イノベーションを促進することが可能となる

と考えている。

(以 上)